

# 鳥取県看護職員奨学金制度改正のお知らせ

## 1 免除の条件（対象施設）を拡大します。

平成26年10月から免除の条件を以下のとおりに変更しました。

### (1) 免除の条件

鳥取県内において常勤の看護職員（保健師・助産師・看護師）又は看護教員の業務に引き続き6年間従事したとき。

（貸付期間以上従事した場合は、その期間に応じ、返還金の一部を免除します。）

変更前は県内で就業していても介護老人福祉施設、市町村（保健師）など免除の対象にならない施設がありました。就業施設による区別を無くしました。ただし、病院については、従前どおり半額免除・全額免除の区分があります。

### (2) 免除の区分

半額免除	病床が200床以上の病院 （精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設（鳥取医療センター）を除く。）  鳥取県立中央病院 鳥取市立病院 鳥取赤十字病院 鳥取生協病院 ウェルフェア北園渡辺病院 鳥取県立厚生病院 野島病院 鳥取大学医学部附属病院 米子医療センター 山陰労災病院 養和病院 （平成26年11月現在）
全額免除	上記以外の施設

## 2 返還方法が変わります。 ※H26.10.31以後に卒業する奨学生から適用

(1) 卒業後、県外就業や未就業の場合など、返還の猶予を受けられないときは、貸付が終了した日から6か月を経過する日の翌月から返還が開始されます。

（例）3月に大学を卒業（貸付終了）し、未就業の場合、その年の10月から返還開始

(2) 返還方法が月賦均等払（月額60,000円）となります。（変更前 一括返還）

(3) 申出により返還月額を5分の4の金額に減額し、返還期間を延長することが可能になります。

原則：毎月60,000円を48か月（4年）で返還

特例：毎月48,000円を60か月（5年）で返還 ←返還手続きをする際に、県へ申出が必要です。

## 3 就業（在学）状況報告書の提出を義務化します。 ※H27年度から適用

貸付終了後、県内に就業し、又は鳥取大学の大学院等に進学し、返還の猶予を受けている奨学生は、毎年4月1日現在の就業状況又は在学状況を県へ報告しなければなりません。就業状況等が確認できない場合は、返還を開始することがありますのでご注意ください。

問い合わせ先

鳥取県 医療政策課 医療人材確保室

電話：0857-26-7190

ファクシミリ：0857-21-3048

